

第51号議案

ふじみ野市都市公園条例の一部を改正する条例

ふじみ野市都市公園条例（平成17年ふじみ野市条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表第2ふじみ野市第2運動公園の部武道館の款の次に次のように加える。

多目的球場	1面／1時間	一般（高校生以上を含む。）	1,300円
		小学生・中学生	650円

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

令和元年6月6日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市第2運動公園の有料の公園施設の新設に伴い、当該施設の使用料を定めるため、ふじみ野市都市公園条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。